

輸出令別表第1の9の項(7)(省令第8条第九号)
 情報セキュリティ(暗号装置)

商品名: _____

メーカー名: _____

型及び等級: _____

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・貨物)
 様式9-07

(1/2)

GISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答	備考
<p>第九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品:</p> <p>(注)アビオニクス装置輸出令別表第1の4の項(18)、省令第3条第十九号ハ(二)2の場合別表第1の4の項で、衛星航法システムからの電波の受信装置(同表第1の11の項(4)、省令第10条第五号イ)の場合は1.1の項で判定を行うこと。</p>		
<p>(1)第九号イの判定: (注1)</p> <p>(1-1)当該貨物は、第九号への除外規定(市販の暗号装置/部分品)にあたるものか? 「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。回答が「いいえ又は適用しない」の場合、上記様式の添付不要。</p> <p>(1-2)当該貨物が、下表 a.~d.のいずれかにより規制除外・規制対象外(以下、「非規制」と呼ぶ)になる暗号機能を含む場合はチェックする。(暗号機能が複数ある場合は複数回答可。)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ ↓ 又は 適用しない</p>	<p>下記(1-3)の判断のみで「非規制」にできる場合は、(1-2)の確認は不要。</p>
<p>a. 暗号機能が、対称アルゴリズムの鍵長56bit以下のものか? 又は非対称アルゴリズムが規制値を超えないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p>()</p>
<p>b. 暗号機能が、データ機密性確保のため以外に使用するものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p>()</p>
<p>c. 暗号機能が使用できないものか? 又は暗号機能有効化の手段を用いて暗号機能を使用できるが、暗号機能が有効化されていないものか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p>()</p>
<p>d. 第九号イ(五)~(十三)、への除外規定が適用できるか? 「様式9-07(別紙イ5)」~「様式9-07(別紙イ13)」、「様式9-07(別紙へ1)」、「様式9-07(別紙へ2)」を用いて判断し、添付する。 イ(五). スマートカード又はそのリーダライタ イ(六). 銀行業務又は決済用の装置 イ(七). 携帯用電話機端末 イ(八). コードレス電話装置 イ(九). 携帯用電話機端末又は同等の無線機端末 イ(十). 無線パーソナルエリアネットワーク用の装置 イ(十一). 移動体通信用無線アクセスネットワーク装置 イ(十二). ルーター、スイッチ又はリレー イ(十三). 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバー へ. 市販暗号装置(未市販装置に内蔵されているもの)</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p>(<input type="checkbox"/>イ(五) <input type="checkbox"/>イ(六) <input type="checkbox"/>イ(七) <input type="checkbox"/>イ(八) <input type="checkbox"/>イ(九) <input type="checkbox"/>イ(十) <input type="checkbox"/>イ(十一) <input type="checkbox"/>イ(十二) <input type="checkbox"/>イ(十三) <input type="checkbox"/>へ)</p>	<p>()</p>
<p>e. 当該貨物の暗号機能が、上記 a.~d.により「非規制」にならないものがあるか?</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ↓</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←(1-3) a. へ</p>
<p>f. 上記 a.~d. 項の中で、d. 項のへ. のみにチェックされているか?</p>	<p><input type="checkbox"/> はい ←判定欄へ</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ ←(2) へ</p>

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
(1-3)a. 当該貨物が第九号イ(一)～(四)、(その他)のいずれに該当するか 下表にチェックする。(複合装置の場合は複数回答可。) また、上記(1-2)e.で「はい」にチェックした「非規制」にならない 暗号機能について、下表のあてはまる箇所の「()」内に記入する。			
イ(一). 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として 有する装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(二). デジタル通信装置、有線・無線回路網の電気通信回線を構築/ 管理/運用するための装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(三). 電子計算機、情報の記録/保存/処理を主たる機能として有す る装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
イ(四). 次の1及び2に該当する装置/部分品か? 1. 暗号機能は、当該貨物の主たる機能以外の機能を支援する ために用いられているもの 2. 暗号機能は、当該貨物に組み込まれたもの(注)又はプログ ラム(公開されているものを除く)(注)によって実現され ているもの (注)暗号機能で該当のもの。	<input type="checkbox"/> はい	()	
(その他). 上記イ(一)～(四)以外の装置/部分品か?	<input type="checkbox"/> はい	()	
(1-3)b. 上記(1-3)a.で確認した表のイ(一)～(四)のいずれかについて、 「はい」にチェックがあり、かつ、その右側「()」内に暗号機能 を記入したものがあるか? 「様式9-07(別紙イ)」を用いて判断した場合は添付する。	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号イ(一) <input type="checkbox"/> 第九号イ(二) <input type="checkbox"/> 第九号イ(三) <input type="checkbox"/> 第九号イ(四)) ↓	
(2) 第九号ロ～ホに該当するか? (注1) 第九号ロ: 暗号機能有効化装置 第九号ハ: 量子暗号装置 第九号ニ: 暗号使用ウルトラワイドバンド装置 第九号ホ: 暗号使用スペクトル拡散装置	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい (<input type="checkbox"/> 第九号ロ <input type="checkbox"/> 第九号ハ <input type="checkbox"/> 第九号ニ <input type="checkbox"/> 第九号ホ)	
(判定) 以上の結果、標記第九号に該当するか? (注2)	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 貨物等省令第8条第九号は次ページを参照。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

(注2) 回答欄においてアンダーラインが付いたものが、
左欄のみにチェックされた場合は、非該当であり、
1つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定
 される。

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

印

貨物等省令第 8 条第九号

項番	項目	備考
第九号	暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二） 2、本号へ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）	
第九号イ	<p><u>対称アルゴリズム</u>を用いたものであって<u>対称鍵の長さが56ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズム</u>を用いたものであって、<u>データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。）</u>のうち、次の（一）から（四）までのいずれかに該当するもの（（五）から（十三）までに該当するものを除く。）</p> <p>（一）<u>情報システムのセキュリティ管理機能</u>を主たる機能として有するもの</p> <p>（二）デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品（（一）に該当するものを除く。）</p> <p>（三）電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品（（一）又は（二）に該当するものを除く。）</p> <p>（四）次の 1 及び 2 に該当するもの（（一）から（三）までに該当するものを除く。）</p> <p>1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能以外の機能を支援するために用いられているもの</p> <p>2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によって実現されているもの</p>	(暗号装置)
第九号ロ	暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムがイに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするように設計し、又は改造したもの	(暗号機能有効化装置)
第九号ハ	<u>量子暗号</u> を用いるように設計したもの	(量子暗号装置)
第九号ニ	次のいずれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の生成に暗号処理技術を用いるように設計したもの	(暗号使用ウルトラワイドバンド装置)
第九号ホ	<u>スペクトル拡散</u> のための拡散符号の生成（ <u>周波数ホッピング</u> のためのホッピング符号の生成を含む。）に暗号処理技術を用いるように設計したもの（二に該当するものを除く。）	(暗号使用スペクトル拡散装置)

(注) 二重下線の解釈は、「運用通達の解釈(情報セキュリティ)」を参照。

以上